

外国人のための税務相談会 2018

2018

とよはししこくさいこうりゆうきょうかい
豊橋市国際交流協会では、外国人のための税務相談会をポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語
つうやくつ かいさい
の通訳付きで開催します。



- ① 2017年に年末調整を受けていない方
- ② 勤め先をやめた方
- ③ 扶養家族の申請をしなかった方（扶養家族のため外国へ送金を含む）
- ④ 2か所以上の職場から給与をもらった方
- ⑤ 世帯合計で一定額以上の医療費を支払った方（10万円以上）
- ⑥ 世帯合計で12,000円以上OTC医薬品を購入された方
- ⑦ 国民健康保険や生命保険に加入していて、控除していない方

と き : 平成30年2月4日(日) / 2月11日(日) 10:00~16:00

ば しょ じょ
場 所 : 豊橋市役所13階 講堂

つう ぎ
通 訳 : ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語

よ かく
予 約 : 必ず必要（電話、メール）
(1. 名前（フルネーム）、2. 住んでいる市町、3. 国籍、4. 電話番号、5. 何年度分、6. 申告内容)

てい いん
定 員 : 一日に80名まで（先着順）

しゅ さい
主 催 : 豊橋市（豊橋市国際交流協会受託）

きょう さい
共 催 : 東海税理士会豊橋支部、NPO法人ABT豊橋ブラジル協会

ひつよう しょうるい
必要な書類（書類は申告の内容により異なります）

げんせんちやうしゆうひよう げんぼん ざいりゆう
源泉徴収票（原本）、在留カード、パスポート、**マイナンバー**、銀行の通帳、印鑑、外国の

ふようかぞく そうきん
扶養家族に送金している場合は： 出生証明書や結婚証明書（必ず原本で日本語の訳付き）、送金

いらいしょ かくふよう
依頼書（各扶養）、国民保険、社会保険、生命保険の支払額のわかるもの。医療機関発行の

りやうしゆうしよ いやくひん
領収書、OTC医薬品のレシートや領収書、健診等の証明書。

どうじかいさい
同時開催

せんもんか
専門家による無料相談会（予約不要・先着順）

がつ か
2月4日のみ 行政書士会の相談
(ビザ、帰化、マイナンバーなど)
協力：愛知県行政書士会 東三支部

がつ にち
2月11日のみ 心理相談（カウンセリング）
(心の悩み、子どもの発達病に関する悩み、など)
協力：心理カウンセラー長崎ジュリアナ